時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

米國直輸出生絲論　一

日本生絲は如何にして米國に直輸出したるや

米國は新建國にして最初の程は人々殖產蓄財に忙はしく冒險企業の念熾なるが爲め衣服快適を求むるの情も餘り增長せざりしかども當世紀の下半に至りては富家豪族所在に崛起したるのみならず今は第一世富豪家の代を過ぎ去りて第二世第三世の世の中と爲り生れながらにして巨萬の身代を受け繼ぎたる者も多く衣食足りて贅澤起るは即ち人事の自然にして社會或る部分の人々は金を遣ふに先つ肉體快適の事より始めて次第に絹服の輕煖を悦び其頃よりして佛國その他歐洲製の絹織物を輸入するみと次第に夥しく年々其需要の增加するに隨ひ自國自身にて織物業を開かんとするも亦商家自然の傾向にして今より凡そ十五年前、米國の内に其業の端を開くに至りたるが當時日本支那並に歐洲諸國より米國に輸入したる生絲總額、凡そ一萬俵にして其中四五百俵は歐洲絲、七八十俵は日本絲、其他九千四五百俵は總て支那絲なりしと云ふ斯て十五年以前に於て米國内に使用したる生絲は既に一萬俵に達したれども此絲たる多くは手工並にメシン縫絲に用ひて粗末なるリボン、ヘンケチーフを除くの外、絶て絹織物と稱す可きものあらし然るに此際フヰラデルフヰヤ府に萬國博覽會の開設あり佛國絹織物の出品は最も聲價を博したれば米國織物業者の奮勵熱心を促したると大方ならず是に於て該業者は自國に絹織業を開かんとして扨て其生絲を求めたるに歐洲絲は代價も高く且つ絲に練切れなどの瑕ありて當時不熟練なる米國織物業者の手よ合ひ難く然らば支那絲は如何と云ふに絲質に強力あるが爲め彼の織絲には適當すれども何れも粗製手繰りにして直に織物に用ふ可きに非ず然るに我日本の生絲は恰も其中間に位して代價も餘り高からず製法も餘り粗末ならず米國織業の需用に適したるのみならず其頃、我國より米國に渡りたる生絲は歐洲を經て持ち出したる者なれども明治九年桑港を經て始めて我機械製絲を輸出したるに最初は種々の苦情ありて俗に所謂食はず嫌ひの勢を呈せんとせしが當時紐育駐在領事の盡力もあり初度直輸出の事あれば莫一斤六弗五十仙の價格を以て數百斤の注文を受け爾後間もなく生絲相場の騰貴するに逢ひ多少の困難を極めたれども最初の取引に信を破るは永久の策に非ずとて斷じて其約を守りたるに注文人は大に驚き日本にも亦斯くの如き眞生絲を產するやとて其絲を賞するのみならず併せて其取引上に信用あるを賞して次第に其需要を增し次で坐繰絲を輸出したるに是れ亦好評判を博し明治九年には僅々百五十俵の輸出ありしが十年には千四百俵、十一年には三千二百俵と俄然その輸出額を增したるは當時橫濱賣りと直輸賣りとの間に時として一俵二百弗位の相違もありて直輸出の割合よきを發見したれば明治十年以後は外國人の手にて輸出したるものも少なからず現に角我米國向き輸出生絲は年々歲々その額を增して昨二十二年度には實に二萬四千俵に達し米國にて使用する生絲總額十分の六を占むるに至れり今米國絹絲公會の調査よ據るに明治十六年度より同二十二年度に至るまで歐洲、日本及び支那より米國に輸入したる生絲仕譯表は左の如し

年度（一月より十二月）	歐洲	日本	香港	上海	合計
一千八百八十三年 明治十六年	三,六〇八	一一,四五〇	五,四三五	四,五四〇	二五,〇三三
一千八百八十四年 全十七年	四,〇二二	一〇,二一三	三,九五五	五,二一四	二三,四〇四
一千八百八十五年 全十八年	五,二四七	一一,三二九	四,一六二	五,五六八	二六,三〇六
一千八百八十六年 全十九年	五,九五一	一五,二〇四	四,七八八	七,五一七	三三,四六〇
一千八百八十七年 全二十年	五,七五一	一六,四一七	六,七〇七	五,〇一一	三三,八六七
一千八百八十八年 全廿一年	六,七九四	一八,五一九	七,六二五	五,九一八	三八,八五六
一千八百八十九年 全廿二年	六,四〇一	二三,三三四	六,五四六	六,三三六	四二,六一七
合計	三七,七五四	一〇六,四六六	三九,二一八	四〇,一〇五	二二三,五四三

右の表に據れば米國絹織物業の進歩と共に歐洲絲も支那絲も共に其輸出額を增加したれども我生絲の中に就き最も著しき增加ありしは米國織物業の始めて萌芽を發したる時に恰も我生絲の同國に入りて初生の樹木と初生の蔦が互に相結托して其成長を共にしたるの姿あるが故にして一方の織物業が進歩すれば一方の輸出額も亦增加し我生絲直輸家が今後彼の織物業者に對して益々信用を博すると同時に内の生絲製造家も亦同心協力して益々その製絲を改良し以て米國需要者の好尙に投するよとを謀らば今後も今日までの比例を以てますく我生絲の輸出額を增すこと決して望みなきに非ず我輩は日本當國の大要訣、殆んど此一事に在る可しと信じて國の爲めに偏に其此くの如くならんことを希望するものなり

官報

朕中央備荒儲蓄金會計規則ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十三年五月十二日

大藏大臣伯爵松方正義

勅令第七十七號

中央備荒儲蓄金會計規則

第一條　左ノ諸收入ヲ以テ中央備荒儲蓄金ノ歲入トス「第一　預金利子」第二　米穀賣拂代」第三　雜收入

○第二條　左ノ諸支出ヲ以テ中央備荒儲蓄金ノ歲出トス」第一　府縣備荒儲蓄金補助」第二　米穀購入代」第三　米穀運送費」第四　籾摺及搗精費」第五　米穀保存及取扱費」第六　徵收料及諸手數料○第三條　歲入歲出ノ豫定計算書及決定計算書ハ大藏大臣之ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ帝國議會ニ提出ノ手續ヲナスヘシ○第四條　大藏大臣ハ其年三月三十一日現在ノ中央備荒儲蓄金高明細表ヲ調製シ每年度ノ豫定計算書ニ添付スヘシ○第五條　收入官吏ハ歲入ヲ收納スルトキハ中央備荒儲蓄金ノ寄托トシテ直ニ之ヲ預金局ニ拂込ヘシ○第六條　大藏大臣ハ府縣ノ備荒儲蓄金補助トシテ中央備荒儲蓄金ヲ支出セントスルトキハ命令ヲ預金局ニ下シテ寄托金ヲ支出セシメ之ヲ一般ノ歲入ニ繰入ルヘシ○第七條　大藏大臣ハ米穀ノ賣買保存ニ關スル費用ヲ支出セントスルトキハ命令ヲ預金局ニ下シ寄托金ヲ支出シ之ヲ主任官吏ニ交付セシメ主任官吏ヲシテ仕拂ヲ執行セシムヘシ○第八條　每年度内ニ收入ヲナスヘキ權利ヲ得テ當該年度内ニ收入濟トナラサルモノハ收入未濟トシテ順次翌年度ヘ繰越シ現ニ收入ヲナシタル年度ノ歲入ニ組入ルヘシ○第九條　每年度内ニ仕拂ヲナスヘキ義務ヲ生シ當該年度内ニ支出ノ請求ナキモノハ支出未濟トシテ其定額ヲ順次翌年度ヘ繰越シ支出ノ請求アル毎ニ仕拂ノ命令ヲ發スヘシ○第十條　米穀ヲ購入スルニ當リ臨時急施ヲ要スルトキハ競爭ニ附セズ隨意ノ約定ニ依ルコトヲ得○第十一條　入札ノ方法ヲ以テ米穀ヲ賣却スルトキハ其入札期日ヨリ少ナクモ三日以前ヨリ揭示又ハ官報新聞紙其他ノ方法ヲ以テ成ルヘク廣ク公告スヘシ○第十二條　收入官吏仕拂官吏及物品會計官吏ヨリ會計檢查院ニ提出スヘキ計算書ヲ大藏大臣ニ送附スルハ每年度經過後二箇月以內トス○第十三條　本規則ニ揭ゲザル中央備荒儲蓄金會計ノ規程ハ總テ明治二十二年勅令第六十號會計規則ニ準據スベシ

○貴族院多額納稅者登錄申立判定　奈良縣廣瀨郡馬見村平井太郎は同縣高市郡高取村吉井平八郎の納稅額に比すれば金四圓九十八錢三厘の多額納稅者なるも廣瀨郡馬見村役場へ納稅額屆出の際地租金八圓六十九錢七厘脫漏せし旨を以て昨二十二年勅令第七十九號多額納稅者議員互撰規則第十一條に依り登錄の申立を爲したり依て審査の上左の通判定し曩に調製したる貴族院多額納稅者議員互撰名簿中吉井平八郎を削り更に左の者を登錄せり

納稅額金八百二十八圓五錢

奈良縣廣瀨郡馬見村大字平尾　平民農　平井　太郎

天保十四年十一月

判定書

廣瀨郡馬見村大字平尾六十一番屋敷平民

申立人　平井　太郎

右申立ノ要領ハ貴族院多額納稅者議員互撰人名簿脫漏ニ附キ之カ登錄ヲ求ムルモノナリ

申立人申立ノ理由トスル所ハ明治二十三年四月十六日本縣告示第三十七號貴族院多額納稅者議員互撰人名簿ヘ登錄ノ人名及ヒ其納稅額ヲ見ルニ其末尾ニ掲ケ吉井平八郎ノ納稅額ハ金四百二十三圓六錢七厘ナルモ本人納稅額ハ金四百二十八圓五錢ニシテ吉井平八郎ノ納稅額ニ比スレハ金四圓九十八錢三厘ノ多キヲ有シ且明治二十二年六月勅令第七十九號貴族院多額納稅者議員互撰規則第三條第四條ノ各項及第五條第六條等ニ該當セシモノニアラストス云フニアリ

依テ明治二十二年六月勅令第七十九號貴族院多額納稅者議員互撰規則第十一條ニ依リ之ヲ受理シ審査ヲ遂タルニ

本件申立人ハ明治二十三年三月二十二日其居住即馬見村役場ヘ納稅額ヲ屆出ツルニ當リ葛下郡當麻村外四箇村ニ係ル地租金八圓六十九錢七厘ヲ課稅セシモノニシテ之ヲ合算スルトキハ全ク金四百二十八圓五錢ノ納稅額トナリ且他ノ資格ニ缺ク所ナキニ依リ本縣下貴族院多額納稅者議員互撰人タルノ資格アルモノト確認ス其證據ハ申立人ノ陳述及各納稅地村長ノ證狀ニテ明瞭ナリトス

右ノ理由ニ依リ判定スルコト左ノ如シ

貴族院多額納稅者議員互撰人名簿ヘ登錄スヘキモノトス

明治二十三年五月三日

奈良縣知事　小牧　昌業

雜報

○美術館の模樣(去る十日の續き)　織物刺繡の陳列品に就ては已に此程の紙上に報道する所ありしが尙ほ思ひ出したる儘其二三を記さんに綴錦の帳(京都府川嶋甚兵衛氏出品)は犬追の圖を織出したるものにて手際も殊く頗る見事の出來なりとは見受けしが左りとて一寸見たる所にては別に奮來の面目を改めたりと云ふ進歩の痕をも見留らざりし但し非賣品あり、檜扇模樣の緞子切地(同上)は檜扇と白菊を散らし其扇面毎に各種の花鳥を織出しゝるものにて代價も七百五十圓と云ふ相應の高價なりしが夫丈けに隨分手の籠入りたる織物なれどもソヲ斯く立派に織上げたるは感服なり併し唯切地とのみありて其使用の目的如何を記さゝれば使用上の適否は何とも言ひ難けれども思ふ矢張り女の帯地にてもあるべきか兎に角單に織物の點より云へば申分無き出來と謂ふべし、木斜子織の卓掛(同下村正太郎氏出品)は代價百九十五圓、白菊花模樣などを織出したるものにて稍や引立の悪しき覺ゆれども模樣は品格ありて宜しく其地も太斜子丈けに卓掛には如何にも丈夫らしく見えたり、絲錦縮緬の帯地(同西

村治兵衛氏出品)は
たる者にて一寸令
物なり其他川嶋氏
洋服地、草花模樣の
品にて楓葉模樣の
等又群馬縣の藤生
上文左衞門諸氏の
京府三越得右衞門
平氏製出)帛紗(京
が中には隨分一寸
細ふ等差を附した
階級はあるべきも
織物刺繡は最早大
は群馬縣京都府よ
見受けず、刺繡は
りは僅よ二三の出
擧ぐれば東京府よ
伊國僧侶の額(淸
の掛物(佐藤喜七氏
五郎氏出品)石川
ありて孰れも敢て
の出品を見たる目
内伊國僧侶の額は
見え距離の遠近、
たるは目新しく覺
堂に昇れり未だ室

○師範學校令と中
るべし抔頗に噂あ
彷徨ひ居る有樣な
改正に伴ひ師範學
らずとて主務の官
方は既に普通學務
許におるよしあれ
脫稿の運びに至ら

○師範學校長の位
在りし頃は各府縣
を其府縣會に於て
脈を達しさるより
して從て心を職務
月百圓に上る府縣
大臣に交迭ありし
十餘府縣中師範學
俸給減額の事例も
は腕に覺えある人
を定め時機だに到
ありとて今度改正
する箇條もありと

○ビスマーク侯の
十弗の年金を下賜
と稱する或る會社
したるが爲め三ケ

○新法研究會　元
り他の法律學校の
授する筈なれ共當
のを開き之を法理
精細の研究を爲し
慮なく日本法學十
といふ

○上州鐵道發車時刻